

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月13日
【四半期会計期間】	第71期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	大日本スクリーン製造株式会社
【英訳名】	DAINIPPON SCREEN MFG. CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 橋本正博
【本店の所在の場所】	京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1
【電話番号】	京都（075）414-7155（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 太田祐史
【最寄りの連絡場所】	京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1
【電話番号】	京都（075）414-7155（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 太田祐史
【縦覧に供する場所】	大日本スクリーン製造株式会社東京支店 （東京都千代田区九段南2丁目3番14号靖国九段南ビル） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第70期 第3四半期連結 累計期間	第71期 第3四半期連結 累計期間	第70期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成23年 4月1日 至平成23年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(百万円)	176,619	173,223	254,952
経常利益(百万円)	18,466	9,073	26,531
四半期(当期)純利益(百万円)	17,360	2,563	25,686
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	14,077	961	22,575
純資産額(百万円)	79,107	85,443	87,600
総資産額(百万円)	259,695	255,472	253,126
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	73.13	10.80	108.21
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	30.3	33.3	34.4
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	27,827	3,258	34,299
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,128	3,299	2,191
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	6,152	12,327	22,249
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高(百万円)	51,760	42,679	38,383

回次	第70期 第3四半期連結 会計期間	第71期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額( )(円)	32.76	16.71

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 第70期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに識別した事業等のリスクは、次のとおりであります。

#### 特定顧客への取引集中について

当社グループは国内外の主要な半導体メーカーに製造装置を納入しておりますが、この業界では生産能力増強ならびに微細化対応に巨額の投資を必要とすることから一部の大手メーカーへの集約が進んできており、当社グループの売上も特定の顧客に集中する傾向にあります。したがって、これら特定顧客の設備投資動向や特定顧客からの受注動向によっては、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響をもたらす可能性があります。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日～12月31日）における世界経済は、欧州債務危機に伴う金融不安の広がりから、世界経済を牽引してきた新興国においても成長の鈍化が見られるなど、世界的な景気減速懸念が高まりました。わが国経済では、東日本大震災の影響により混乱していたサプライチェーンの修復が進み、持ち直しの動きが見られたものの、長期化する円高や海外経済の減速が企業活動に影響を及ぼすなど、予断を許さない状況が続きました。

当社を取り巻く事業環境では、半導体業界において、スマートフォンやタブレット型端末などのさらなる需要増加を見込み、期間の後半には半導体の微細化投資を進める動きが見られましたが、半導体製品の需給バランスの悪化や世界的な景気減速懸念の高まりにより、半導体メーカーの設備投資が抑制されました。

このような状況の中、当第3四半期連結累計期間における当社グループの業績につきましては、半導体機器事業の売上が減少したことから、売上高は1,732億2千3百万円と前年同期に比べ33億9千5百万円（1.9%）減少しました。利益面では、製品販売価格の下落や研究費・人件費などの増加により、営業利益は96億1千2百万円（前年同期比48.4%減）、経常利益は90億7千3百万円（前年同期比50.9%減）となりました。

また、特別損失においてF P D機器事業等の固定資産に係る減損損失や保有株式の時価下落に伴う投資有価証券評価損を計上したことに加え、税制改正に伴い繰延税金資産の一部を取り崩したことにより、四半期純利益は25億6千3百万円（前年同期比85.2%減）となりました。

セグメント別の業績概況は以下のとおりです。

#### （半導体機器事業：S E）

半導体機器事業では、半導体メーカーの設備投資が抑制される中、半導体の微細化に伴い枚葉式洗浄装置の売上は前年同期並みに推移しましたが、バッチ式洗浄装置は大きく減少しました。地域別では、国内向けは増加しましたが、アジア向けが減少しました。その結果、当セグメントの売上高は1,133億9千万円（前年同期比4.6%減）となりました。利益面につきましては、製品販売価格の下落や研究費・人件費などの増加により、営業利益は98億6千5百万円（前年同期比50.7%減）となりました。

#### （F P D機器事業：F E）

F P D機器事業では、中小型パネル用コーターデベロッパーの売上が増加したことにより、当セグメントの売上高は248億6千9百万円（前年同期比5.3%増）となりました。利益面では、第3四半期連結会計期間の営業利益は4億8千5百万円となりましたが、第2四半期連結累計期間の営業損失を補うまでには至らず、営業損失は5億7千3百万円（前年同期は6千8百万円の営業利益）となりました。

(メディアアンドプレジジョンテクノロジー事業：MP)

メディアアンドプレジジョンテクノロジー事業では、印刷関連機器は、北米向けにPOD装置が伸び、前年同期に比べ売上が増加しました。プリント基板関連機器は、関連メーカーの設備投資が低調となり、前年同期に比べ売上が減少しました。その結果、当セグメントの売上高は344億8千3百万円（前年同期比2.3%増）となりました。利益面につきましては、コストダウンや固定費圧縮に努めたことにより、営業利益は11億円（前年同期は15億9千9百万円の営業損失）となりました。

(その他事業)

その他事業では、外部顧客への売上高は4億8千1百万円（前年同期比0.9%増）となりました。

(2) 財政状態及び資本の財源についての分析

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は、保有株式の時価下落に伴う投資有価証券の減少、減損損失による有形固定資産の減少、たな卸資産の増加、現金及び預金の増加などにより、前連結会計年度末に比べ23億4千5百万円（0.9%）増加し2,554億7千2百万円となりました。

負債合計は、支払手形及び買掛金や1年内返済予定の長期借入金の減少、社債の増加などにより、前連結会計年度末に比べ45億2百万円（2.7%）増加し1,700億2千8百万円となりました。有利子負債につきましては、190億円の社債を発行したことなどにより、前連結会計年度末に比べ138億5千9百万円（24.9%）増加し694億4千9百万円となりました。また、有利子負債から現金及び預金を除いた純有利子負債は、前連結会計年度末に比べ96億8百万円（61.6%）増加し252億1千3百万円となりました。

純資産の部では、配当金の支払いの一方で、四半期純利益を計上したことにより利益剰余金が増加し、また、保有株式の時価下落および円高により、その他有価証券評価差額金、為替換算調整勘定がそれぞれ減少しました。その結果、純資産合計は、前連結会計年度末に比べ21億5千6百万円（2.5%）減少し854億4千3百万円となり、また、自己資本比率は33.3%となりました。なお、平成23年4月22日開催の臨時株主総会において「資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件」が承認可決されたことにより、資本剰余金が255億7千1百万円減少し、利益剰余金が同額増加しております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、たな卸資産の増加、仕入債務の減少、法人税等の支払いなどの支出項目が、税金等調整前四半期純利益、減価償却費、売上債権の減少などの収入項目を上回り、32億5千8百万円の支出（前年同期は278億2千7百万円の収入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、久世事業所の土地等の有形固定資産の売却、熊本県の生産拠点用地等の有形固定資産の取得、子会社株式の取得などを行った結果、32億9千9百万円の支出（前年同期は21億2千8百万円の収入）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いや長期借入金、リース債務の返済の一方で、社債発行を行った結果、123億2千7百万円の収入（前年同期は61億5千2百万円の支出）となりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ42億9千6百万円増加し、426億7千9百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

前期の有価証券報告書の「対処すべき課題」に記載のとおり、当社グループは平成23年4月より中期3カ年経営計画「NextStage70」をスタートしております。（前期の有価証券報告書では骨子のみ記載）

中期3カ年経営計画「NextStage70」は以下のとおりであります。

中期3カ年経営計画「NextStage70」

はじめに

当社グループは、リーマン・ショック以降の急激な業績悪化に対処すべく、約2年間にわたり損益分岐点売上高の大幅な引き下げを目指した再建策に取り組み、前期に黒字転換を果たしました。しかしながら、前期の業績回復は半導体関連市場の予想以上の回復に支えられた面もあり、引き続き「安定した収益構造の確立」、「新規事業の創出」といった課題に取り組んでいく必要があると認識しております。

かかる状況の中、当社グループは、新たな飛躍を目指し「中期3カ年経営計画NextStage70」をスタートいたしました。「NextStage70」では、「質の経営へ」を指針に、『収益構造確立と新たな成長への基盤づくり』を目指します。

当社はこの中期3カ年経営計画の最終年度に会社設立70周年を迎えます。3年後に目標を達成し、次なる新しいステージを迎えられるよう、グループの総力をあげて取り組んでまいります。

## 基本方針

収益構造確立と新たな成長への基盤づくり

- (1) 安定した収益構造の確立
  - ・ 価格競争力の強化
  - ・ 高収益製品の強化と顧客価値創出型製品の育成
  - ・ 外部環境の変化に応じた事業構造転換力の強化
- (2) 新たな成長へ
  - ・ 新事業の展開へ開発投資を進め、新たな成長を目指す
  - ・ グローバル化への基盤整備

## 数値目標

「利益率の向上」および「資本効率の向上」を追求し、『自己資本比率』を高める。

平成26年3月末

自己資本比率 : 50%以上  
純有利子負債 : 0円以下

平成23年4月から平成26年3月までの3カ年合計

売上高 : 8,000億円  
営業利益 : 700億円  
当期純利益 : 500億円

研究開発費 : 470億円  
設備投資 : 350億円  
グループ人員計画 : 最大5,000人

## 新たな成長への取り組み

### 1. 既存事業のさらなる成長と新規事業の創出

- (1) 既存事業において新技術による深耕と拡大による成長
  - ・ 技術革新への対応に向け、半導体機器事業へ重点的開発投資
  - ・ インクジェット技術のアプリケーション拡大
- (2) 3年以内に新分野での事業化を目指し、積極的な開発投資
  - ・ 新エネルギー分野（塗布技術を活用したリチウムイオン電池製造装置）
  - ・ プリントエレクトロニクス分野（印刷・塗布技術とエレクトロニクスとの融合）

### 2. グローバル化への基盤整備

- (1) リスクマネジメントの徹底と強化
- (2) 人事戦略 - グローバル人材の育成、人員適正化、人事制度改革
- (3) 財務・会計戦略 - 資金のグローバルレベルでの効率化、IFRS対応
- (4) IT戦略 - 情報システムの基盤整備とセキュリティの強化

## 事業別取り組み

### 1. 半導体機器事業

- (1) 収益構造の改革（サプライチェーンマネジメントのさらなる充実）
- (2) 品質力の向上（販売、製品、サービスのすべてにおける品質向上）
- (3) 製品競争力の向上（次世代プロセスや高生産性など高付加価値製品の開発）

### 2. FPD機器事業

- (1) 事業構造の変革による収益性改善
- (2) 新規領域への展開

### 3. メディアアンドプレジジョンテクノロジー事業

- (1) POD事業：製品ラインアップ充実、消耗品ビジネス拡大、販売チャネル強化
- (2) CTP事業：価格競争力の高い製品を投入し業界No.1を堅持
- (3) PE事業：アジア市場において露光装置、検査装置ビジネスを拡大

なお、中期3カ年経営計画における将来数値は、当社が中期3カ年経営計画策定時点において入手した情報および合理的と判断した一定の前提に基づいており、今後の世界経済やエレクトロニクス業界の技術変化、半導体・フラットパネルの市況などにより、実際の業績等と大きく異なる可能性があります。

また、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

## 株式会社の支配に関する基本方針について

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式を上場している者として、大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かは、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。それだけに、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上させていくことができる者であることが必要であると認識しております。このため、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として相応しくない者が現れた場合に対する一定の備えを設ける必要があると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取り組み

### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、明治元年に京都で創業した銅版印刷業「石田旭山印刷所」をルーツとしております。創業者（現会長石田明の曾祖父）は京都の社寺、風景画を主とする版画家でしたが、京都の歴史や文化をより多くの人々に伝えるため印刷業を興しました。しかし、写真の印刷は手描きの版画では写真階調の再現が不可能であったため、当時は高価な輸入品しかなかった「写真製版用ガラススクリーン」の国産化に挑みました。「日本の文化と産業の発展に写真印刷技術は欠かせない」という創業者の強い思いが、国産初のガラススクリーン製造技術の事業化につながり、昭和18年、ベンチャー企業として、当社が設立されました。

その後、当社は、設立以来、写真製版用ガラススクリーンの製造で培われてきたコア技術『フォトリソグラフィ（注1）』を応用展開することで、印刷関連機器分野から半導体製造装置やフラットパネルディスプレイ製造装置などのエレクトロニクス分野へ事業展開を果たしてまいりました。現在では、創業の印刷関連分野における印刷版出力装置をはじめ、半導体分野でのシリコンウエハー洗浄装置、フラットパネルディスプレイ分野での大型ガラス基板対応の製造装置など、複数の製品において世界トップシェアの地位を得るに至っております。

当社の経営理念は、コア技術を基礎に新しい事業や技術、製品の創造に常にチャレンジする「思考展開」にあります。この理念は、IT化、デジタル化の進む今日におきましても、環境に配慮したオンデマンドデジタル印刷システムや最先端の半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置の開発にしっかりと根付き、時代の環境変化を新たなチャンスに変えていく精神として脈々と受け継がれています。

このように、当社の企業価値は、中長期的な視点に立ちつつ、時代の環境変化に素早く対応し、フォトリソグラフィをコア技術として社会から求められる製品群を開発、製造してきた総合的な技術力によって確保、向上されるべきものであり、また、それを支える顧客、取引先、従業員等の一体性こそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

（注1）フォトリソグラフィとは、写真現像技術を応用して微細なパターンを形成する技術をいいます。

### 2. 企業価値向上のための取り組みについて

当社は、上記の経営理念「思考展開」に加え、企業理念として『未来共有（未来をみつめ社会の期待と信頼に応える）』、『人間形成（働く喜びを通じて人をつくる）』、『技術追究（独自技術の追究と技術の融合を推進する）』を標榜し、全従業員参加による活力ある企業体質への変革を目指すとともに、株主、顧客、取引先にとどまらず、地域社会との調和や環境にも配慮し、事業活動に取り組んでおります。さらに、経営ビジョンとして「Fit your needs, Fit your future（期待に応えて、未来を形に・・・）」を掲げ、“Challenge・Change・Collaboration + ONE”の姿勢のもと、革新的なソリューションの提供を通じて、社会に新たな価値を創造し、ステークホルダーの皆様とともに、未来を共有できる企業を目指しております。

また、当社グループは、上記の企業価値の源泉を生かし、企業価値をさらに高めるために中期3ヵ年経営計画『NextStage70』（平成24年3月期～平成26年3月期）に取り組んでおります。この経営計画では、「ダウンサイドにおける収益性の確保」および「純資産の回復（自己資本比率の向上）」を経営目標に、「安定した収益構造の確立」と「新たな成長への基盤づくり」に注力してまいります。当社グループは、この経営計画にグループ一丸となって取り組むことにより、すべてのステークホルダーの利益を追求し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

### 3. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むことにより、企業経営における透明性、健全性、効率性を追求し、すべてのステークホルダーの利益の確保を目指しております。そのために内部統制機能や環境、安全経営の充実を重要な経営課題と位置付け、これらを推進しております。

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために取締役の任期を1年とし、経営の客観性を維持するために社外取締役を選任しております。経営の効率性と業務執行機能の強化を目的として、執行役員制および社内カンパニー制を導入しております。

また、当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、取締役会などの重要な会議への出席のほか、各事業所やグループ会社の監査を行うことにより、取締役の業務執行の適法性、妥当性について確認、検討を行っております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（本施策）

当社は、平成23年6月28日開催の当社第70回定時株主総会において、株主の皆様のご承認に基づき、「大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました（注2）。

#### 1. 本施策の概要

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が生じた場合に、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記2.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記3.）から構成されております。なお、ここでいう特定株主グループとは、

当社株券等の保有者（注4）およびその共同保有者（注5）、または当社株券等の買付け等（注6）を行う者およびその特別関係者（注7）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注8）をいい、特定株主グループが上記の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（注9）の合計をいいます。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主の皆様および当社取締役会による判断のための情報提供（後記2.（1））と、当社取締役会による検討、評価の期間の付与（後記2.（2））を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として（後記3.（1））、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合または大規模買付行為によって当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました（後記3.（2）（3））。

（注2）当社は、「大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を平成19年6月27日開催の当社第66回定時株主総会において導入いたしました。また、平成21年6月25日開催の当社第68回定時株主総会において継続導入してはりましたが、平成23年6月28日開催の当社第70回定時株主総会終結の時をもって有効期間満了を迎えたことから、有効期間を2年から3年に変更した上で、再導入いたしました。

（注3）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

（注4）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項にもとづき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注5）金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項にもとづき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注6）金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

（注7）金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

（注8）金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、当該保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。

（注9）金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。

#### 2. 大規模買付ルール

##### (1) 取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、当社取締役会が適切な検討、評価を行い、かつ株主の皆様が適切な判断を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。



大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3カ年の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）

大規模買付行為の目的および具体的内容

大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株券等保有割合および保有株券等の数  
大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、ならびに資金調達の具体的内容および条件

大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠、ならびに役員候補者およびその略歴

大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係および競合関係

大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割

当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容

現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報

大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載または記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

なお、大規模買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、本情報を受領した場合はその受領の事実を直ちに株主の皆様へ開示いたします。大規模買付者が提出した本情報の内容等については、株主の皆様への判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部または一部を開示いたします。

## (2) 取締役会における検討および評価

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対する本情報の提供を完了したと判断した場合は、その旨ならびに下記の取締役会評価期間の始期および終期を直ちに大規模買付者に通知するとともに株主の皆様へ開示いたします。当社取締役会は、当該通知の発送日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。この期間が経過するまでは、大規模買付者には、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討および評価、大規模買付者との交渉および協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主の皆様に対する代替提案の作成および提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会の勧告、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討および評価を行い、当該大規模買付行為または当該大規模買付者の提案に係る経営方針等についての当社取締役会としての意見を慎重に取り纏め、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ公表いたします。

## (3) 独立委員会

当社取締役会は大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上7名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役または社外有識者の中から選任いたします（注10）。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、本情報および本情報の取締役会による評価および分析結果を独立委員会に提供いたします。独立委員会は、取締役会の諮問にもとづき、取締役会による評価、分析結果および外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要なと認める情報等をみずから入手、検討して、大規模買付者が提供する情報が十分なものであるか、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しているか、大規模買付対抗措置の発動要件を満たしているか、大規模買付対抗措置の発動の是非等に関して株主の皆様への意思を確認すべきか否か、その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項について、取締役会に勧告いたします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取り纏めて公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉および協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

(注10) 平成23年6月28日開催の当社取締役会で以下の方々が独立委員会委員に選任されております。

長田豊臣(学校法人立命館理事長)、立石義雄(当社社外取締役)、伊佐山建志(同)、松本徹(同)、城田秀明(当社社外監査役)、森幹生(同)

#### (4) 株主意思の確認

独立委員会において、大規模買付対抗措置の内容およびその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票を実施いたします。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日(以下「投票基準日」といいます。)を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行います。株主意思の確認手続において投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

なお、株主意思確認総会にあたっては、当社取締役会は上記(2)に定める大規模買付行為等に関する当社取締役会としての意見を、改めて投票基準日現在の株主の皆様へ提示いたします。

株主意思の確認は、株主意思確認総会における出席株主の投票権の過半数によって決するものとします。当社取締役会は、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

#### (5) 取締役会の決議

当社取締役会は、(3)に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、または(4)に定める株主意思確認総会の決定に従って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上という観点から速やかに大規模買付対抗措置の発動または不発動の決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が大規模買付対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

#### (6) 大規模買付対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会は、上記(5)の手続に従って大規模買付対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為に係る条件を変更した場合や大規模買付行為を中止した場合等、当該決議の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度検討を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付対抗措置の中止または発動の停止に関する決議を行うことができるものとします。

当社取締役会は、かかる決議を行った場合、直ちに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、大規模買付者に通知するとともに株主の皆様へ開示いたします。

### 3. 大規模買付対抗措置

#### (1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたま場合は、当社取締役会は、新株予約権の発行等、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当の方法によって新株予約権を発行する場合、その新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

#### (2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限ります。

大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、またはその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合は、当社取締役会が、意向表明書および本情報の内容を検討、評価した結果、当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、または当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議いたしません。当該大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為および当社取締役会が提示する当該大規模買付行為に対する意見、代替案等をご考慮の上、判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合であっても、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断されたときは、当社取締役会が相当な大規模買付対抗措置の発動を決議することを否定するものではありません。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (i) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。
- (ii) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社の事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社の資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合。
- (iii) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社の資産の全部または重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
- (iv) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合。
- (v) 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのある買付行為である場合。
- (vi) 大規模買付者による支配権取得および支配権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損の恐れまたは当社の企業価値の維持および向上を妨げる恐れがあると合理的な根拠をもって判断される場合。
- (vii) 買付けの条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の企業価値の本質に鑑み不十分または不適当な買付けである場合。

### (3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、当社監査役会の賛同を得るものとし、株主意識確認総会の決定がある場合には当該決定に従います。

## 4. 本施策の有効期間ならびに廃止および変更

本施策の有効期間は、平成23年6月28日開催の当社定時株主総会から平成26年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、定時株主総会もしくは臨時株主総会において本施策を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会において本施策を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止または変更されるものとします。この場合には、当該廃止または変更の事実および変更の内容等その他当社取締役会が適切と認める事項について、株主の皆様を開示いたします。

なお、平成26年6月に開催予定の当社定時株主総会終結時以降における本施策については、必要な見直しをした上で、本施策の継続、または新たな内容の施策の導入に関して株主の皆様意思を確認させていただく予定です。

## 本施策の合理性について

### 1. 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、大規模買付ルールおよび大規模買付対抗措置について定めるものです。

本施策は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後にのみ大規模買付行為を開始することを求め、大規模買付ルールを順守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を発動することがある旨を明記しております。

また、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を発動することがある旨を明記しております。

このように本施策は、基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

### 2. 本施策が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

前記で述べたとおり、基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としております。本施策は、基本方針の考え方に沿って設計され、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本施策によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本施策が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えております。

さらに、株主の皆様の承認を本施策の発効の条件としていることに加え、当社の取締役の任期は1年ですので、本施策の有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様の意向を示していただくことも可能です。また、本施策はデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお廃止できず、また発動を阻止できないため、株主の権利行使が不当に制限される買収防衛策）やスローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないことにより、廃止するまたは発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）ではありません。このように、株主の皆様が望めば本施策の廃止も可能であることは、本施策が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えております。

### 3. 本施策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本施策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの順守の要請や大規模買付対抗措置の発動を行うものです。本施策は当社取締役会が大規模買付対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による大規模買付対抗措置の発動は本施策の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本施策の発効、延長を行うことはできず、株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が大規模買付対抗措置をとる場合など、本施策にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。さらに、必要に応じて、株主の皆様の意思を尊重するため、株主意思の確認手続を行うことができるものとしています。本施策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きを盛り込んでおります。

以上から、本施策が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

## 本施策が株主および投資家に及ぼす影響について

### 1. 大規模買付ルールが株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主および投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものと考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### 2. 大規模買付対抗措置の発動が株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利または経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の法的権利または経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令および金融商品取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続を行わない場合は、当該株主の保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになりますので、株主の皆様が保有する当社株式の価値は希釈化されません（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面を提出していただくことがあります。）。

なお、新株予約権の割当方法、新株予約権の行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、大規模買付対抗措置に関する当社取締役会の決定が行われた後、株主の皆様に対して情報の開示または通知をいたしますので、その内容をご確認ください。

### 3. 大規模買付対抗措置の発動の中止が株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合で、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後に、当社が、前記 2.(6)に記載の手続等に従い、当該無償割当を中止し、または無償割当された新株予約権を無償取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じません。したがって、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がある点にご留意ください。

本施策の詳細につきましては、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.screen.co.jp/ir/>）に掲載の平成23（2011）年5月10日付「大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続導入のお知らせ」をご覧ください。

## (5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間は研究開発費として100億2千8百万円を投入いたしました。

また、当第3四半期連結累計期間における研究開発活動の状況の重要な変更は次のとおりであります。

新エネルギー分野の開発を加速し早期事業化を図るため、平成23年10月に太陽電池関連機器やリチウムイオン電池関連機器などの開発組織をF P D機器事業から分離し、新たに「エネルギー技術開発推進センター」を設立いたしました。

なお、当第3四半期連結累計期間における当社グループの主要な研究開発成果は次のとおりであります。

半導体機器事業では、半導体製造の洗浄工程向けに、高生産性と超微細化対応を両立させたスクラバー方式の枚葉式ウエハー洗浄装置「SS-3200」を開発いたしました。新開発のウエハー高速搬送機構を採用するとともに、制御プログラムを一新し、洗浄処理ユニット（チャンパー）の数を増やすことなく、当社従来機の約2倍となる毎時800枚の処理能力を実現いたしました。さらに、半導体デバイスの超微細化や立体構造化にも対応しているほか、エネルギーの消費量削減にも貢献するコストパフォーマンスの高い装置となっております。また、印刷関連機器分野で長年培ってきた画像情報処理技術や光学技術と、プリント基板関連機器分野で確立した露光技術を融合、半導体製造の後工程向けに、歩留まり向上と生産性を両立した直接描画露光装置「DW-3000」を開発いたしました。ウエハーの反りやゆがみを独自の画像技術で認識、露光情報に補正を加えながらの修正露光が可能であり、複雑な3次元積層基板の露光を実現しております。

メディアアンドプレジジョンテクノロジー事業では、プリント基板関連機器において、複数波長の光を照射できる高輝度紫外線LED方式を採用した世界初の露光ヘッドと、新たに開発した自動搬送機構により、当社従来機に比べ最大約5割の生産性向上を実現したプリント基板用直接描画装置を開発いたしました。

## (6) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、生産拠点の京滋地区集中リスクの低減および将来への事業展開のため、熊本県上益城郡益城町に生産拠点用地を16億5百万円で取得いたしました。また、これにより前連結会計年度末に計画していた当連結会計年度の設備投資計画を84億円から100億円に変更しております。

なお、文中における将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
計	900,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	253,974,333	253,974,333	東京証券取引所 大阪証券取引所 (各市場第一部)	単元株式数1,000株
計	253,974,333	253,974,333		

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日		253,974		54,044		

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

##### (7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしておりません。

## 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,602,000	-	単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 236,540,000	236,540	同上
単元未満株式	普通株式 832,333	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	253,974,333	-	-
総株主の議決権	-	236,540	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1,000株(議決権1個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式220株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 大日本スクリーン製造株式会社	京都市上京区堀川通寺之内 上る4丁目天神北町1番地の1	16,602,000	-	16,602,000	6.53
計	-	16,602,000	-	16,602,000	6.53

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の自己保有株式数は、16,603,108株(単元未満株式108株含む)であります。

## 2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における取締役および監査役の役職の異動はありません。

(注) 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会的意思決定機能および業務執行の監督機能と各カンパニーおよびセンターの業務執行機能とを明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制を導入しております。前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における執行役員の役職の異動は以下のとおりであります。

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
上席執行役員 技術開発センター副センター長 兼 エネルギー技術開発推進センター長	上席執行役員 技術開発センター副センター長	廣江敏朗	平成23年10月1日
執行役員 半導体機器カンパニー副社長 兼 開発・製造本部副本部長	執行役員 半導体機器カンパニー副社長	門脇俊一	平成23年10月1日
執行役員 FPD機器カンパニー副社長 兼 同 PVソリューション統轄部長	執行役員 FPD機器カンパニー副社長	山本 均	平成23年10月1日
執行役員 半導体機器カンパニー副社長 兼 同 製造統轄部長 兼 同 製造統轄部 洗浄品質管理部長	執行役員 半導体機器カンパニー副社長 兼 同 製造統轄部長	後藤正人	平成23年11月1日



## 第4【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	39,985	44,236
受取手形及び売掛金	70,979	67,809 <sup>4</sup>
商品及び製品	25,307	30,443
仕掛品	31,301	33,286
原材料及び貯蔵品	4,604	5,592
繰延税金資産	7,612	7,099
その他	4,739	3,772
貸倒引当金	1,007	992
流動資産合計	183,522	191,247
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	53,265	50,830
機械装置及び運搬具	29,019	28,575
その他	28,316	28,472
減価償却累計額	69,901	69,566
有形固定資産合計	40,699	38,312
無形固定資産		
その他	1,189	1,778
無形固定資産合計	1,189	1,778
投資その他の資産		
投資有価証券	22,184	18,423
その他	5,601	5,865
貸倒引当金	71	155
投資その他の資産合計	27,715	24,133
固定資産合計	69,604	64,224
資産合計	253,126	255,472

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	81,942	77,027 <sup>4</sup>
短期借入金	500	0
1年内返済予定の長期借入金	35,060	29,656
1年内償還予定の社債	2,500	2,500
リース債務	2,026	1,552
未払法人税等	2,242	1,209
設備関係支払手形	49	628
役員賞与引当金	68	42
製品保証引当金	6,059	5,316
受注損失引当金	336	532
資産除去債務	32	-
その他	17,313	14,582
<b>流動負債合計</b>	<b>148,131</b>	<b>133,049</b>
<b>固定負債</b>		
社債	7,000	26,000
長期借入金	3,633	5,941
リース債務	4,869	3,798
退職給付引当金	279	367
役員退職慰労引当金	110	134
資産除去債務	48	48
その他	1,453	688
<b>固定負債合計</b>	<b>17,394</b>	<b>36,978</b>
<b>負債合計</b>	<b>165,526</b>	<b>170,028</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	54,044	54,044
資本剰余金	30,154	4,583
利益剰余金	26,418	53,366
自己株式	12,236	12,239
<b>株主資本合計</b>	<b>98,381</b>	<b>99,755</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	1,344	38
繰延ヘッジ損益	41	21
為替換算調整勘定	12,566	14,787
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>11,263</b>	<b>14,770</b>
少数株主持分	482	459
<b>純資産合計</b>	<b>87,600</b>	<b>85,443</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>253,126</b>	<b>255,472</b>

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	176,619	173,223
売上原価	125,676	128,103
売上総利益	50,942	45,119
販売費及び一般管理費	32,307	35,507
営業利益	18,635	9,612
営業外収益		
受取利息	54	69
受取配当金	265	367
持分法による投資利益	436	-
固定資産売却益	234	378
その他	860	563
営業外収益合計	1,850	1,379
営業外費用		
支払利息	1,375	1,149
為替差損	158	133
その他	486	634
営業外費用合計	2,020	1,917
経常利益	18,466	9,073
特別利益		
投資有価証券売却益	-	38
関係会社株式売却益	525	-
貸倒引当金戻入額	194	-
その他	2	-
特別利益合計	722	38
特別損失		
減損損失	-	2,865
投資有価証券評価損	181	1,684
災害による損失	-	18
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	297	-
その他	-	7
特別損失合計	479	4,575
税金等調整前四半期純利益	18,708	4,537
法人税等	1,314	1,979
少数株主損益調整前四半期純利益	17,394	2,557
少数株主利益又は少数株主損失( )	33	6
四半期純利益	17,360	2,563

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	17,394	2,557
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,538	1,306
繰延ヘッジ損益	8	20
為替換算調整勘定	1,786	2,233
その他の包括利益合計	3,316	3,519
四半期包括利益	14,077	961
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	14,046	943
少数株主に係る四半期包括利益	31	18

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	18,708	4,537
減価償却費	4,341	3,754
減損損失	-	2,865
持分法による投資損益(は益)	436	2
投資有価証券評価損益(は益)	181	1,684
投資有価証券売却損益(は益)	-	36
関係会社株式売却損益(は益)	525	-
退職給付引当金の増減額(は減少)	137	87
役員賞与引当金の増減額(は減少)	3	25
製品保証引当金の増減額(は減少)	933	713
受注損失引当金の増減額(は減少)	161	196
受取利息及び受取配当金	319	437
支払利息	1,375	1,149
固定資産売却損益(は益)	209	378
売上債権の増減額(は増加)	14,849	3,115
たな卸資産の増減額(は増加)	14,844	9,784
その他の流動資産の増減額(は増加)	356	424
仕入債務の増減額(は減少)	33,339	4,595
未払費用の増減額(は減少)	172	807
その他の流動負債の増減額(は減少)	2,698	2,046
その他	52	120
小計	29,965	888
利息及び配当金の受取額	322	450
利息の支払額	1,119	906
確定拠出年金制度への移行に伴う拠出額	872	55
法人税等の支払額	468	1,859
営業活動によるキャッシュ・フロー	27,827	3,258
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の増減額(は増加)	566	112
有形固定資産の取得による支出	1,436	3,837
有形固定資産の売却による収入	570	1,364
投資有価証券の取得による支出	9	9
関係会社株式の売却による収入	3,739	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	313
その他	168	391
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,128	3,299

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	499
長期借入れによる収入	-	3,000
長期借入金の返済による支出	3,694	6,267
ファイナンス・リース債務の返済による支出	2,447	1,605
社債の発行による収入	-	18,895
自己株式の純増減額(は増加)	6	3
配当金の支払額	-	1,186
少数株主への配当金の支払額	4	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,152	12,327
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,947	1,472
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	21,855	4,296
現金及び現金同等物の期首残高	29,904	38,383
現金及び現金同等物の四半期末残高	51,760	42,679

## 【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、主として当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

## 【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
	<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)</p> <p>第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>(法人税率の変更等による影響)</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)(合わせて、以下「改正法人税法等」)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、改正法人税法等の税率を用いて計算した法定実効税率を使用して繰延税金資産及び繰延税金負債を計算しております。この税率変更により、繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は274百万円減少し、法人税等は同額増加しております。</p> <p>また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産の金額は133百万円減少し、法人税等は同額増加しております。</p>



## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
1 手形割引高及び裏書譲渡高 連結決算日における受取手形の裏書譲渡高は下記のとおりであります。 受取手形裏書譲渡高 47百万円 2 3 保証債務 販売先のビジネスローン 0百万円 従業員住宅ローン 266 取引先のリース料支払 216 <hr/> 計 483	1 手形割引高及び裏書譲渡高 連結決算日における受取手形の裏書譲渡高は下記のとおりであります。 受取手形裏書譲渡高 36百万円 2 売上債権流動化に伴う遡及義務 91百万円 3 保証債務 従業員住宅ローン 239百万円 取引先のリース料支払 121 <hr/> 計 360 4 期末日満期手形 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 97百万円 支払手形 2,665

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) 現金及び預金勘定 53,590 百万円 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 1,830 <hr/> 現金及び現金同等物 51,760	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年12月31日現在) 現金及び預金勘定 44,236 百万円 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 1,556 <hr/> 現金及び現金同等物 42,679

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

配当金支払額

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,186	利益剰余金	5	平成23年3月31日	平成23年6月29日

## 2. 株主資本の著しい変動に関する事項

平成23年4月22日開催の臨時株主総会において「資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件」が承認可決されたことにより、資本準備金を26,636百万円減少し、その同額をその他資本剰余金に振り替えております。また、増加後のその他資本剰余金を25,571百万円、別途積立金を28,500百万円減少し、それぞれ繰越利益剰余金に振り替えております。この結果、資本剰余金が25,571百万円減少し、利益剰余金が25,571百万円増加しております。

(セグメント情報等)

### 【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント(注1)				その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注4)
	SE	FE	MP	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	118,796	23,627	33,718	176,142	476	176,619	-	176,619
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	5,534	5,534	5,534	-
計	118,796	23,627	33,718	176,142	6,010	182,153	5,534	176,619
セグメント利益 又は損失( )	19,990	68	1,599	18,459	346	18,806	170	18,635

(注)1 SEは、半導体製造装置の開発、製造、販売および保守サービスを行っております。FEは、FPD製造装置の開発、製造、販売および保守サービスを行っております。MPは、印刷関連機器およびプリント基板関連機器の開発、製造、販売および保守サービスを行っております。

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ソフトウェアの開発、印刷物の企画・製作、物流業務等の事業を含んでおります。

3 セグメント利益又は損失( )の調整額 170百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

4 セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間（自平成23年4月1日至平成23年12月31日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント（注1）				その他 （注2）	合計	調整額 （注3）	四半期連結 損益計算書 計上額 （注4）
	S E	F E	M P	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	113,390	24,869	34,483	172,742	481	173,223	-	173,223
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	5,986	5,986	5,986	-
計	113,390	24,869	34,483	172,742	6,467	179,210	5,986	173,223
セグメント利益 又は損失（ ）	9,865	573	1,100	10,392	149	10,242	630	9,612

（注）1 S Eは、半導体製造装置の開発、製造、販売および保守サービスを行っております。F Eは、F P D製造装置の開発、製造、販売および保守サービスを行っております。M Pは、印刷関連機器およびプリント基板関連機器の開発、製造、販売および保守サービスを行っております。

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ソフトウェアの開発、印刷物の企画・製作、物流業務等の事業を含んでおります。

3 セグメント利益又は損失（ ）の調整額 630百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

4 セグメント利益又は損失（ ）は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

F Eの資産グループから得られる見積将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては1,840百万円であります。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）	当第3四半期連結累計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年12月31日）
1株当たり四半期純利益金額	73円13銭	10円80銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額（百万円）	17,360	2,563
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	17,360	2,563
普通株式の期中平均株式数（千株）	237,392	237,373

（注）潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月10日

大日本スクリーン製造株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 橋本 克己

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹内 毅

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福島 康生

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 葛西 秀彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大日本スクリーン製造株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大日本スクリーン製造株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。